

平成24年11月30日

第2442号

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## 目次

### 告 示

- 保安林の指定解除予定通知（620・森林整備課）……………1
- 公共測量実施の通知（621・建設政策課）……………1
- 土砂災害警戒区域の指定（622・河川砂防課）……………1
- 二級建築士免許の取消し（623・建築住宅課）……………4
- 建設業の許可の取消し（624・山本地域振興局総務企画部）……………4
- 建設業の許可の取消し（625・由利地域振興局総務企画部）……………5

### 公 告

- 特定調達契約に係る落札者の決定（北秋田地域振興局総務企画部）……………5
- 県営土地改良事業の換地計画の決定（山本地域振興局農林部）……………5

### 教育委員会公告

- 社会教育主事の資格の認定（生涯学習課）……………6

### 収用委員会公示送達

- 土地収用事件裁決書の公示送達……………6

## 告 示

### 秋田県告示第620号

農林水産大臣から次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成24年11月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 解除予定保安林の所在場所 雄勝郡羽後町上仙道字皿ヶ台128（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 土地改良事業用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林整備課及び雄勝地域振興局農林部並びに羽後町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 秋田県告示第621号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり横手市長から公共測量実施の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成24年11月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 作業の種類  
公共測量（デジタル空中写真撮影及びデジタルオルソフォト作成）
- 2 作業を行う地域  
横手市大鳥町、新坂町、台所町及び明永町周辺
- 3 作業を行う期間  
平成24年10月23日から平成25年1月11日まで

### 秋田県告示第622号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定するので、同条第4項の規定に基づき、公示する。

平成24年11月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

区 域 名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
岩ノ沢1号	湯沢市字岩ノ沢山、字カックイ沢山及び字鉦打沢（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
岩ノ沢	湯沢市字岩ノ沢山（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
麓3号	湯沢市相川字麓（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
蟹沢	湯沢市下関字山根（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
榎木	湯沢市下関字上舞台、榎木、瘤沢及び真木ノ台（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
角間沢	湯沢市字角間沢、字下角間沢及び字下角間沢山（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
角間沢1号	湯沢市字角間沢及び字角間沢山（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
戸沢	湯沢市関口字戸沢及び戸沢山（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
外ノ目	湯沢市相川字外ノ目及び堂ヶ沢（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
赤塚	湯沢市横堀字赤塚及び館ノ沢並びに同市寺沢字館堀及び館堀林（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
外ノ目1号	湯沢市相川字麓、外ノ目及び僧ヶ沢（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
麓4号	湯沢市相川字麓及び僧ヶ沢（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
中山1号	湯沢市相川字中山及び蟹沢（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
下本内	湯沢市下関字下本内、瘤沢及び上舞台（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
下本内1号	湯沢市下関字下本内及び瘤沢（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
下本内2号	湯沢市下関字下本内及び瘤沢（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
角間沢2号	湯沢市字下角間沢山、字角間沢及び字下角間沢（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
角間沢3号	湯沢市字角間沢山及び字角間沢（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
蛇野	湯沢市字西金堀沢山、字下山谷及び字蛇野（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
金堀沢	湯沢市字山谷及び字西金堀沢山（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
金堀沢1号	湯沢市字西金堀沢山及び字金堀沢山（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
開	湯沢市字山谷、字短沢山及び字抜石場山（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
鉦打沢	湯沢市字山谷、字乗上沢山、字短沢山及び字鉦打沢（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
桐メ平山	湯沢市字桐メ平山、字岩ノ沢山、字鉦打沢及び字カックイ沢山（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
桐メ平山1号	湯沢市字取上石山及び字鉦打沢（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
外ノ目2号	湯沢市相川字外ノ目及び僧ヶ沢（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
梅ヶ台沢	湯沢市相川字梅ヶ台、碓及び岸ヶ沢（次の図のとおり）	土石流
古館ノ下沢	湯沢市相川字麓（次の図のとおり）	土石流
麓沢川	湯沢市相川字四日市、蟹沢、白ヶ沢、麓、麓沢、古館ノ下、堂ヶ沢、内ノ目山及び十文字（次の図のとおり）	土石流

麓沢	湯沢市相川字麓（次の図のとおり）	土石流
中山沢	湯沢市相川字堤下、薬師沢、中山沢、要害、田畑及び中山（次の図のとおり）	土石流
大沢	湯沢市相川字堤下、岩ノ沢、大沢、田畑、三川尻、大沢山、平林及び薬師沢並びに同市上関字三川尻（次の図のとおり）	土石流
水上沢	湯沢市相川字三川尻、大沢及び岩ノ沢並びに同市上関字立石、清水田、堀ノ内、三川尻、鍋倉山、水上沢及び鍋ヶ沢（次の図のとおり）	土石流
上関沢	湯沢市上関字道目木（次の図のとおり）	土石流
大沢	湯沢市上関字道目木、鍋ヶ沢、八反田、清水端、立石及び川向（次の図のとおり）	土石流
下関沢2	湯沢市下関字榎木、山根及び畑ヶ沢（次の図のとおり）	土石流
シジミ沢	湯沢市下関字榎木、山根、蟹沢及び畑ヶ沢（次の図のとおり）	土石流
下関沢3	湯沢市下関字上舞台、榎木、山根及び寺沢（次の図のとおり）	土石流
寺沢	湯沢市下関字上舞台、榎木及び山根（次の図のとおり）	土石流
木内沢	湯沢市下関字下本内、下舞台、上舞台、本免田及び瘤沢（次の図のとおり）	土石流
戸沢	湯沢市関口字戸沢及び戸沢山（次の図のとおり）	土石流
山谷川	湯沢市字岩ノ沢山（次の図のとおり）	土石流
岩ノ沢	湯沢市字岩ノ沢山、字桐ノ平山、字鉦打沢及び字長沢山（次の図のとおり）	土石流
開沢	湯沢市字山谷、字谷地沢山、字短沢山及び字鉦打沢（次の図のとおり）	土石流
蛇野沢	湯沢市字山谷、字西金堀沢山及び字金堀沢山（次の図のとおり）	土石流
蛇野沢2	湯沢市字山谷、字西金堀沢山及び字金堀沢山（次の図のとおり）	土石流
堀ノ内沢	湯沢市相川字岩ノ沢、大沢、平林、三川尻及び田畑並びに同市上関字三川尻及び堀ノ内（次の図のとおり）	土石流
イリ沢	湯沢市上関字清水端、道目木及び川向並びに同市下関字蟹沢及び漆原（次の図のとおり）	土石流
下関沢1	湯沢市下関字蟹沢、漆原、滝ノ沢及び山根（次の図のとおり）	土石流
戸沢2	湯沢市関口字戸沢、下仁田ノ沢及び仁田ノ沢（次の図のとおり）	土石流
戸沢3	湯沢市関口字戸沢及び戸沢山（次の図のとおり）	土石流
戸沢4	湯沢市関口字戸沢及び戸沢山（次の図のとおり）	土石流
角間沢	湯沢市字角間沢（次の図のとおり）	土石流
戸沢	湯沢市字角間沢、字角間沢山、字下角間沢及び字下角間沢山（次の図のとおり）	土石流
下山谷沢	湯沢市字角間沢、字角間沢山、字下角間沢及び字下角間沢山（次の図のとおり）	土石流
角間沢1	湯沢市字角間沢、字角間沢山、字下角間沢及び字下角間沢山（次の図のとおり）	土石流
角間沢2	湯沢市字角間沢及び字下角間沢山（次の図のとおり）	土石流
岩ノ沢2	湯沢市字取上石山（次の図のとおり）	土石流
岩ノ沢3	湯沢市字山谷、字鉦打沢、字谷地沢山、字長沢山及び字岩ノ沢山（次の図のとおり）	土石流

開沢	湯沢市字山谷、字谷地沢山、字乗上沢山及び字鉦打沢（次の図のとおり）	土石流
赤塚沢1	湯沢市寺沢字館堀及び館堀林（次の図のとおり）	土石流
赤塚沢2	湯沢市横堀字赤塚及び館ノ沢並びに同市寺沢字館堀（次の図のとおり）	土石流
赤塚沢3	湯沢市横堀字赤塚及び館ノ沢並びに同市寺沢字館堀（次の図のとおり）	土石流
小比内沢	湯沢市桑崎（次の図のとおり）	土石流
小比内沢2	湯沢市桑崎（次の図のとおり）	土石流
大沢田沢	湯沢市小野字大沢田並びに同市横堀字上新田、館ノ沢及び中屋敷（次の図のとおり）	土石流
大滝沢	湯沢市小野字大沢田、大滝沢及び大清水並びに同市横堀字館ノ沢（次の図のとおり）	土石流
大滝沢2	湯沢市小野字大滝沢及び大清水（次の図のとおり）	土石流
寺田川	湯沢市小野字大滝沢及び大清水並びに同市横堀字館ノ沢（次の図のとおり）	土石流
大沢田沢2	湯沢市小野字大沢田、大滝沢及び大清水（次の図のとおり）	土石流
深沢	湯沢市小野字大沢田、大滝沢及び大清水並びに同市桑崎字土倉及び根堀場（次の図のとおり）	土石流
トチバ沢	湯沢市桑崎字野崎及び平城（次の図のとおり）	土石流
チョウセイ沢	湯沢市桑崎字平城（次の図のとおり）	土石流
三ツ村沢	湯沢市桑崎字三ツ村及び蟹沢（次の図のとおり）	土石流

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を建設部河川砂防課及び雄勝地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

#### 秋田県告示第623号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消したので、同法第9条第2項の規定に基づき、公告する。

平成24年11月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 免許の取消しをした年月日  
平成24年11月14日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号  
阿 部 三 郎  
二級建築士  
第7541号
- 3 免許の取消しの理由  
平成24年11月14日付けで、相続人から二級建築士死亡の届出があった。  
このことが建築士法第9条第1項第2号に該当する。

#### 秋田県告示第624号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年11月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日  
平成24年11月21日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

佐々木重雄工務店  
能代市向能代字トトメキ106番地63  
佐々木 重 雄  
秋田県知事許可（般-22）第10900号

## 3 処分の内容

建築工事業に係る一般建設業許可の取消し

## 4 処分の原因となった事実

平成24年11月21日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

**秋田県告示第625号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年11月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 処分をした年月日

平成24年11月19日

## 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

株式会社赤石組

由利本荘市鳥海町上笹子字堺台83番地1

代表取締役 赤 石 一

秋田県知事許可（般-23）第10110号

## 3 処分の内容

管工事業に係る一般建設業許可の取消し

## 4 処分の原因となった事実

平成24年11月14日付けで管工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

**公 告**

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、公告する。

平成24年11月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 落札に係る物品の名称及び購入予定数量

凍結抑制剤（固形剤散布用塩）500kg詰袋入（単価契約） 3,700トン

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

秋田県北秋田地域振興局総務企画部 北秋田市鷹巣字東中岱76番地の1

## 3 落札者を決定した日

平成24年11月14日

## 4 落札者の名称及び住所

株式会社 秋田デイックライト 秋田市飯島字穀丁大谷地1番地19

## 5 落札金額（500キログラム詰袋入の1袋当たりの単価）

11,025円

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 一般競争入札の公告を行った日

平成24年10月2日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成24年11月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（地先干拓地区農地集積加速化基盤整備事業）換地計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成24年12月3日から平成25年1月4日まで
- 3 縦覧場所  
三種町琴丘総合支所地域整備係

### 教 育 委 員 会 公 告

社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の4第4号の規定により、次の者を社会教育主事の資格を有する者として認定したので、社会教育主事の資格の認定に関する規則（昭和35年秋田県教育委員会規則第7号）第3条第2項の規定に基づき、公告する。

平成24年11月30日

秋田県教育委員会委員長 猪 股 春 夫

- 1 現住所 秋田県大仙市刈和野字愛宕下185-2
- 2 氏名 高 橋 政 浩
- 3 生年月日 昭和56年11月1日
- 4 認定年月日 平成24年11月22日

### 収 用 委 員 会 公 示 送 達

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第1項及び第2項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき書類は、当収用委員会事務局（秋田県建設部建設政策課）に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成24年12月20日の終了をもってその書類の送達があったものとみなされる。

平成24年11月30日

秋田県収用委員会会長 平 川 信 夫

- 1 事件名  
県道秋田天王線改築工事（秋田県秋田市下新城野字琵琶沼地内）及びこれに伴う一般国道7号交差点工事に係る土地収用事件
- 2 送達すべき書類の名称  
平成24年11月21日付け秋収委—122「裁決書」
- 3 送達を受けるべき者  
住所不明  
秋田県秋田市下新城野字琵琶沼323番3の全部事項証明書表題部所有者欄の名義人 中 田 才 治 外21名